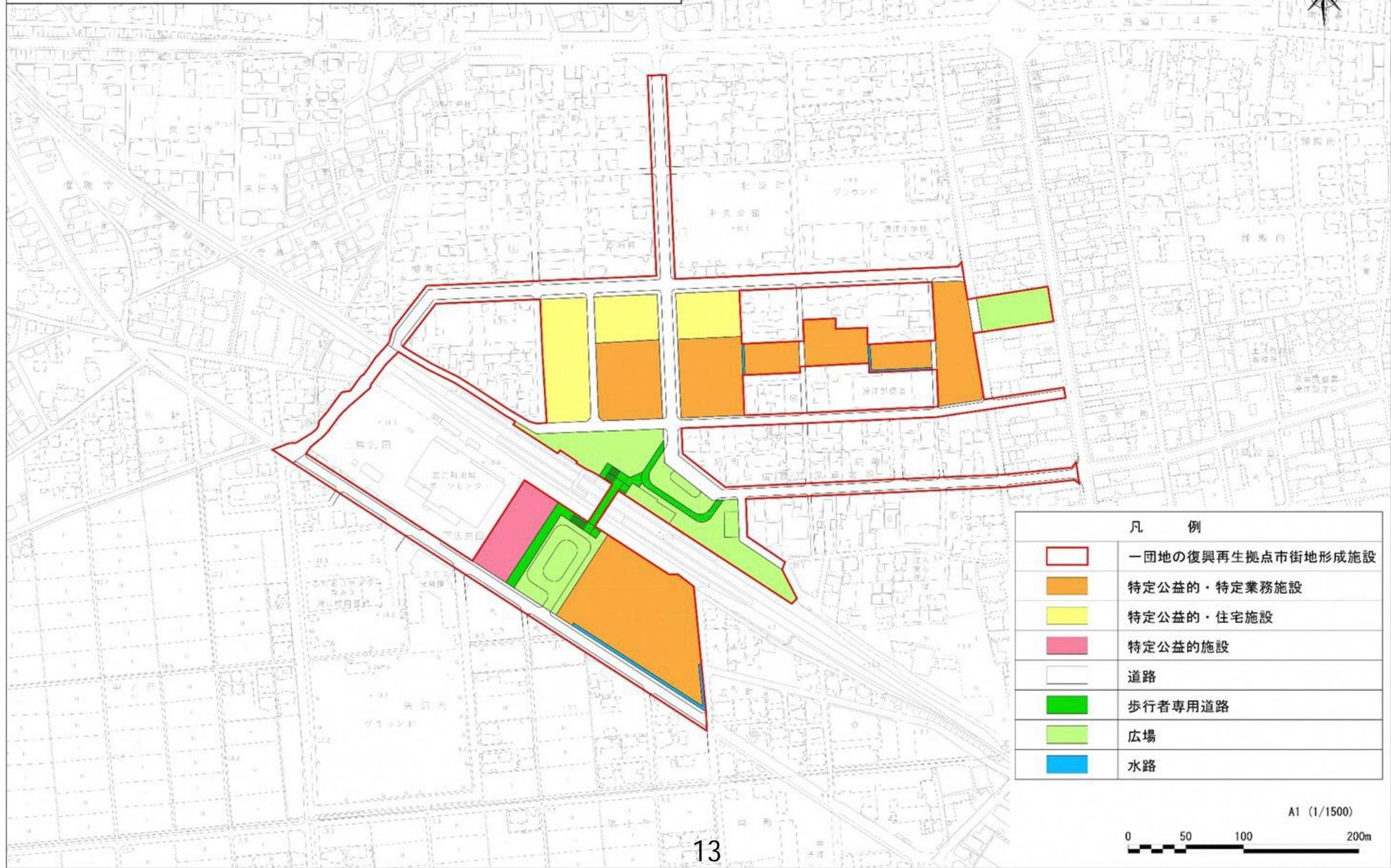
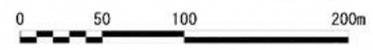


浪江都市計画
浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の第1回変更
土地利用計画(案)【変更前】

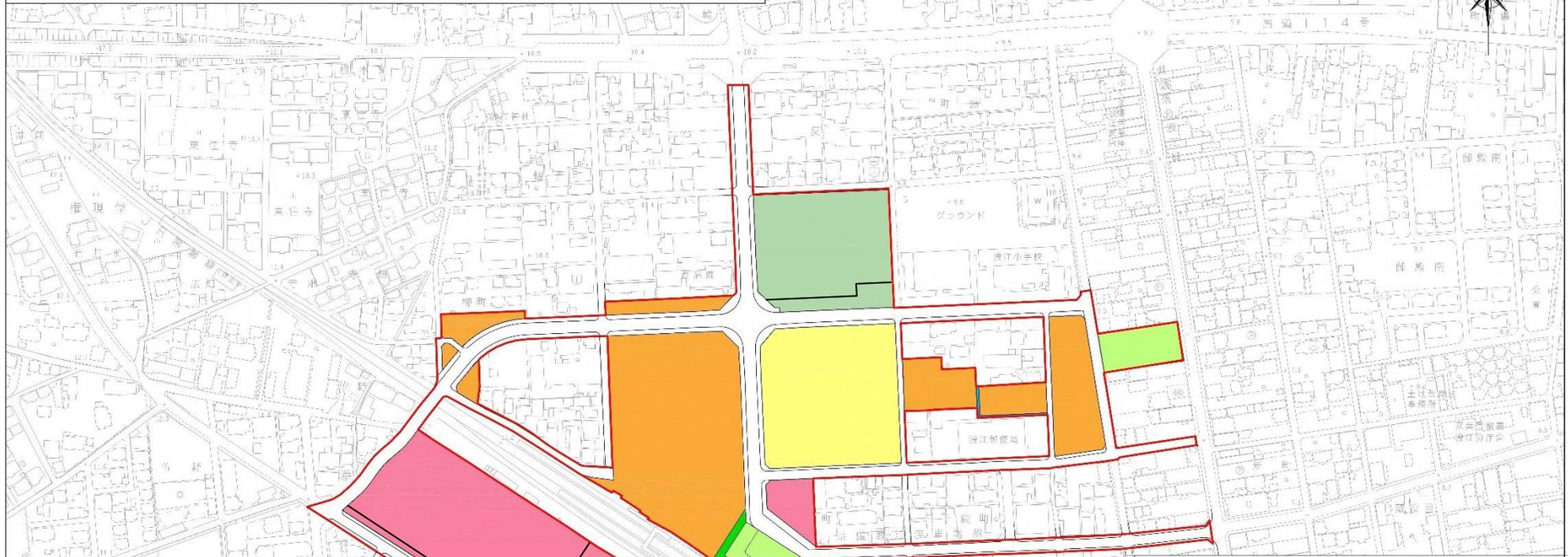


凡 例	
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設
	特定公益的・特定業務施設
	特定公益的・住宅施設
	特定公益的施設
	道路
	歩行者専用道路
	広場
	水路

A1 (1/1500)



浪江都市計画
浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の第1回変更
土地利用計画(案)【変更後】



	面積 (ha)			
	現計画	変更	差	
事業区域	8.4	11.6	+3.2	
土地利用区分	特定公益的・特定業務施設	2.5	3.3	+0.8
	特定公益的・住宅施設	0.9	1.1	+0.2
	特定公益的施設	0.3	1.8	+1.5
	道路	3.1	3.1	±0.0
	歩行者専用道路	0.2	0.1	▲0.1
	広場	1.3	1.2	▲0.1
	公園・緑地	0.0	0.9	+0.9
	水路	0.1	0.1	±0.0

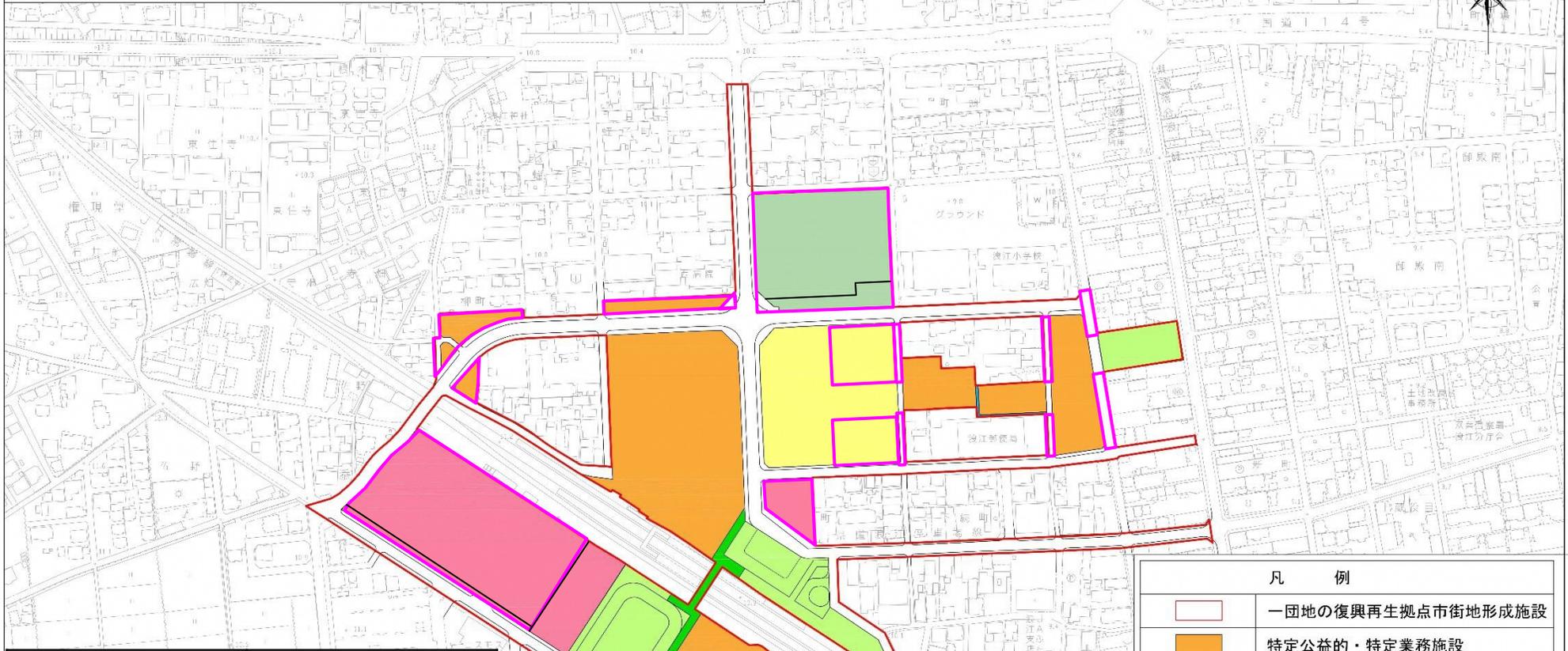
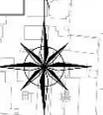
凡 例	
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設
	特定公益的・特定業務施設
	特定公益的・住宅施設
	特定公益的施設
	道路
	歩行者専用道路
	広場
	公園・緑地
	水路

A1 (1/1500)



浪江都市計画
浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の第1回変更
土地利用計画(案)【変更後】 <事業区域拡大箇所>

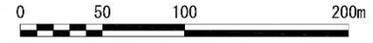
【凡例】  事業区域の拡大の範囲



	面積 (ha)			
	現計画	変更	差	
事業区域	8.4	11.6	+3.2	
土地利用区分	特定公益的・特定業務施設	2.5	3.3	+0.8
	特定公益的・住宅施設	0.9	1.1	+0.2
	特定公益的施設	0.3	1.8	+1.5
	道路	3.1	3.1	±0.0
	歩行者専用道路	0.2	0.1	▲0.1
	広場	1.3	1.2	▲0.1
	公園・緑地	0.0	0.9	+0.9
	水路	0.1	0.1	±0.0

凡 例	
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設
	特定公益的・特定業務施設
	特定公益的・住宅施設
	特定公益的施設
	道路
	歩行者専用道路
	広場
	公園・緑地
	水路

A1 (1/1500)



浪江都市計画
浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の第1回変更
土地利用計画(案)【変更後】<変更箇所の概要>

【凡例】 事業区域の拡大・変更が生じる箇所



A 道路線形 ①・④
 ・道路の実施設計に基づく道路線形にあわせて事業区域を変更
 ・環道との取り付け等のために必要な道路付帯地の区域を、「道路」として事業区域へ追加
 ・商業施設の機能の確保を目的に、「特定公益的・特定業務施設」として、事業区域へ追加

B 16m道路交差点 ④
 ・交差点の隅切り又はラウンドアバウトに必要な区域を、「道路」として事業区域へ追加

C 中央公園十南側用地 ⑦
 ・既存公園の利便性向上を目的に、「公園・緑地」として、事業区域へ追加

D 境界未定地西側道路 ①
 ・既存道路が境界未定地に含まれるため、円滑な用地買収を目的に、「道路」として事業区域へ追加

F 新住宅用地 ②
 ・駅前の施設配置計画の見直しにより、南北道路の東側に再配置された住宅用地において、ランドデザイン基本計画を踏まえた住棟配置と住環境の確保に必要な区域を、「特定公益的・住宅施設」として、現事業区域から一部拡大

X 新住宅用地東側道路・新町ふれあい広場西側道路 ④
 ・無電柱化整備区間との整合をとり、「道路」として事業区域へ追加

J 自由通路・駅舎 ⑤
 ・自由通路の基礎調査結果を踏まえて、「歩行者専用道路」の位置・形状を変更

Q 新交流施設・商業施設用地 ①
 ・駅前の施設配置計画の見直しにより、南北道路の西側に再配置された交流施設及び商業施設を、ランドデザイン基本計画を踏まえて円形の芝生広場を一体的に整備する用地として、「特定公益的・特定業務施設」に変更

O 駅前廃道予定区域 ①
 ・地下埋設インフラの切回しを前提とし、商業施設・交流施設の用地の一部として、「特定公益的・特定業務施設」に変更

N スポーツセンター十南側用地 ③
 ・既存の公益施設用地の利便性向上を目的に、「特定公益的施設」として、事業区域への追加

	面積 (ha)		
	現計画	変更	差
事業区域	8.4	11.6	+3.2
土地利用区分			
①特定公益的・特定業務施設	2.5	3.3	+0.8
②特定公益的・住宅施設	0.9	1.1	+0.2
③特定公益的施設	0.3	1.8	+1.5
④道路	3.1	3.1	±0.0
⑤歩行者専用道路	0.2	0.1	▲0.1
⑥広場	1.3	1.2	▲0.1
⑦公園・緑地	0.0	0.9	+0.9
⑧水路	0.1	0.1	±0.0

- 凡例
- H 東口駅前広場北側用地 ③
・水素ステーションや新モビリティの拠点を整備することを目的に、「特定公益的施設」として事業区域へ追加
 - 特定公益的・住宅施設
 - G 東口駅前広場 ⑥
・自由通路の位置の変更に伴い、「広場」の区域を変更
 - M 西口駅前広場 ⑥
・自由通路の位置の変更に伴い、「広場」の区域を変更
 - 公園・緑地
 - K 水路 ⑧
・業務施設用地の有効活用を考慮した線形検討を踏まえて、「水路」の区域を変更

